



令和5年1月20日  
観光庁

## 「持続可能な稼げる産業」の実現に向けて ～宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドライン・登録制度を創設しました～

観光庁では、宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドライン・登録制度を創設し、今後、登録事業者を補助事業等で積極的に支援することで、生産性・収益力の向上、従業員の待遇改善を推進し、滞在価値向上による消費額増加・再訪促進の実現、「持続可能な稼げる産業」への変革を目指します。

### 【背景】

観光庁では、令和3年11月から令和4年5月にかけて、「アフターコロナ時代における地域活性化と観光産業に関する検討会」を実施し、本検討会の最終とりまとめを踏まえ、宿泊事業者が高付加価値化に向けた経営を行う上での指針を示すためのガイドラインを策定し、ガイドラインに則った経営を行う事業者の登録制度を創設しました。

### 【概要】

宿泊業の高付加価値化に向けた経営について、4つの視点(会計の視点・持続可能性の視点・労働環境改善の視点・IT導入の視点)から経営に取り組む宿泊施設の登録制度です。

※ 詳細は、下記の観光庁サイトに掲載しています。

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/syukuhakugyo-kigyotekikeiei.html>

### 【登録申請等】

令和5年2月1日(水)から、下記の事務局サイトより登録申請の受付を行います。

※ 登録申請の手続き及び様式の記入例等についても、事務局サイトに掲載しています。

<https://syukuhakugyo-kigyotekikeiei.mlit.go.jp>

### 【登録申請に関するお問い合わせ先】

宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録制度受付事務局

Mail : [syukuhakugyo-kigyotekikeiei@gp.knt.co.jp](mailto:syukuhakugyo-kigyotekikeiei@gp.knt.co.jp)

### 【お問い合わせ先】

観光庁観光産業課 担当: 清水、岩井、島田、神田、吉田

代表 : 03-5253-8111 (内線: 27-333、306)

直通 : 03-5253-8330

FAX : 03-5253-1585

## 1. 制度創設の趣旨

観光庁では、令和3年11月から令和4年5月にかけて、「アフターコロナ時代における地域活性化と観光産業に関する検討会」を実施。本検討会の最終とりまとめを踏まえ、**宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインの策定、ガイドラインに則った経営を行う事業者の登録制度を創設。**

## 2. 制度概要

### I. 高付加価値経営旅館等

滞在価値向上による消費額増加・再訪促進を図るため、生産性・収益力の向上、従業員の待遇改善に向けた経営（＝高付加価値経営）を行う宿泊施設

#### 【主な取組事項】

右記の取組事項に加えて、  
高付加価値経営に必要な発展的な取組事項を実施

- 損益分岐点比率・自己資本比率等の算出
- サステナビリティに係る取組の発信・第三者認証の取得
- 有給休暇の積極的な取得促進、能力評価制度等の導入
- PMS（宿泊予約管理システム）等のシステム導入等

### II. 準高付加価値経営旅館等

高付加価値経営旅館等に準じる宿泊施設

#### 【主な取組事項】

高付加価値経営に必要な基礎的な取組事項の実施

- 貸借対照表・損益計算書の作成
- 観光施設における心のバリアフリー認定制度の取得
- 労働関係法令の遵守、就業規則等の作成・届出
- 電子メールの利用・自社サイト等での情報発信

登録事業者を**補助事業等で積極的に支援**することで、**宿泊業の高付加価値化に向けた経営への転換を促進し、**  
**「持続可能な稼げる産業」に変革**